

第 23 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 4 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 37 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠 席		9	町 田 実	出○席 欠 席	
	2	島 田 勇	出○席 欠 席		10	藤 間 光 治	出○席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠 席		11	中 村 賢 一	出○席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠 席		12	新 井 健 一	出○席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠 席		13	太 田 浩	出○席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 席 欠○席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出席 欠○席	⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出席 欠○席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、藤間委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、荒木〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する荒木字音羽〇〇〇〇番〇、地目：田、99㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道佐野行田線の北に位置する荒木地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、北本市緑〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、堤根〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇番〇、地目：田、311㎡ 外6筆、計5,039㎡について、新規に就農するため売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。申請人は、農作業歴はありませんが、今回、栽培を予定している作物、大根、ネギ、じゃが芋、それと果樹の不知火、レモン、オリーブとなっておりますが、これら作物の栽培経験者3名に手伝ってもらう予定であり、農業機械につきましては、使用貸借契約を結び、トラクターや耕うん機などをリースする予定でありましたが、トラクターにつきましては農業を止めた方から既に譲り受けたと先週金曜日に連絡がありましたので、今後も機械は所有する方向で現在動いているようでございます。また、機械置場につきましては、申請地北側の隣接地、こちらは譲渡人の増田さんが所有する土地でございますが、そちらにある農業用倉庫を使わせてもらえるとのことでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。武蔵水路の西に位置する堤根地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調</p>
--	--	--

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	議長	<p>查しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、1件となっております。 進行番号1でございますが、須加〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、自己所有の須加字向〇〇〇番〇、地目：畑、388㎡について、農業用倉庫1棟、30㎡を建築するため、農家住宅の敷地を拡張したいとして申請があったものでございます。 申請人は、申請地の隣接地で生活し、農業を営んでおりますが、過去に娘夫婦の離れを増築したことにより農作業スペースが無くなってしまい、申請地を農地法の手続きを取らず利用しておりました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しており、農業経営に関係のない子供の遊具などは全て撤去いたしました。また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。埼玉用水路の南に位置する須加地内の集落に接する農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は1,387.46㎡になる予定でございます。 また、本件申請地につきましては、昨年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。 以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る4月19日、現地調査をしていただいておりますので、國</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>國島委員</p>	<p>島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る4月19日、私と島田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第2号についての説明及び國島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。議案第3号は、10件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、栄町〇〇番〇号ー〇〇〇号 〇〇〇さんが、親戚である斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する谷郷字深町〇〇〇〇番〇、地目：畑、554㎡について、売買により住宅1棟、77.84㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。北小学校の西に位置する和田地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する前谷字西通〇〇〇番〇、地目：田、180㎡について、売買により住宅1棟、39.74㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、家族と共に実家で親と同居しておりますが、子供も年頃になり、何かと手狭になってき</p>

たことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。

次のページをお願いします。

次に進行番号3でございますが、面積について訂正があります。境界杭の位置が違ったことにより分筆登記をやり直したのですが、その際に面積が変わり、〇〇〇〇番〇が396㎡、1932番3が103㎡になります。合計面積は変更ございません。お手数ですが訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは説明させていただきます。酒巻〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する酒巻字宅地〇〇〇〇番〇、地目：田、398㎡ 外1筆、計499㎡について、使用貸借により住宅1棟、100.20㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に実家で親と同居しておりますが、子供が生まれたことを機に住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。右側の斜線部分で県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、熊谷市妻沼〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇さんが、義理の父である酒巻〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字宅地〇〇〇〇番〇、地目：田、358㎡ 外4筆、計494㎡について、使用貸借により住宅1棟、60.00㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、熊谷市の借家で生活しておりますが、何かと手狭で不便なため、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。左側の斜線部分で県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、堤根〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する堤根字中通〇〇〇番〇、地目：畑、302㎡について、使用貸借により住宅1棟、64.59㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、家族と共に実家で親と同居しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきた

ことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。武蔵水路の西に位置する堤根地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、351㎡について、使用貸借により住宅1棟、98.18㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で親と同居しておりますが、結婚が決まったことを機に住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、熊谷市妻沼〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、東京都豊島区千川〇丁目〇番〇号-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、399㎡について、売買により住宅1棟、61.69㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、熊谷市の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと以前から考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、214㎡について、売買により車庫及び物置2棟、計80.59㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地の隣接地で生活しておりますが、埼玉地内の県道拡幅事業により車庫の移転が必要となったところ、隣接地の所有者から承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北側に接する埼玉地内の集落内農地でございます。

		<p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は854.48㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号9でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する小針字屋敷前〇〇〇〇番〇、地目：畑、305㎡について、売買により倉庫を建築するため、事務所兼作業場の敷地を拡張したいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地に隣接する事務所兼作業場で碁盤の製作・修理をしておりますが、材料の木材置き場や修理のために預かった碁盤の置き場などに困っていたため、隣接地の土地所有者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。太田西小学校の北に位置する小針地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号10でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：畑、570㎡ 外1筆、計1,090㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万730kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。星川の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る4月19日、現地調査をしていただいておりますので、島田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る4月19日、私と國島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
--	--	---

報告事項	議長	事務局から議案第3号についての説明及び島田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手)
6 その他	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
	主任	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主任	議案書2ページをお願いいたします。
	主任	(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。
	主任	市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。
	主任	(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場でございます。
	主任	添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	主任	(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、分譲住宅等でございます。
	主任	添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	主任	(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
議長	本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。2件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。	
議長	以上で報告事項を終わります。	
議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。	
議長	以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。	
事務局長	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。	
主任	・令和3年度「行田市農業委員クラブ」収支決算について	

7 閉会	事務局長	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度農家組合長会議の中止について・令和5年度農林関係税制改正に関する要望書の提出について・令和5年度県農地利用の最適化施策に関する意見書の提出の実施と意見集約への協力依頼について・活動記録簿の記帳方法の動画配信について・令和4年度最適化活動の目標設定等について・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について・令和4年度最適化活動の目標の設定等について <p>以上をもちまして、第23回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:37)</p>
------	------	--

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....